被災時の住まい

賃貸住宅（貸家・アパート等）

被災（R1.10.12）

生活再建へ

被害の程度	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊（準半壊）	一部損壊（10%未満）
賃貸住宅の補修を行う場合は、貸主が行うことが原則					
被災者生活再建支援制度（基礎支援金） 発災後13か月以内に申請	**100万円**（単身世帯75万円）	**50万円**（単身世帯37.5万円）	信州被災者生活再建支援制度 **50万円**（単身世帯37.5万円） 県・市町村共同による独自支援（県1/2・市町村1/2）	**床上浸水が対象** 県による災害見舞金 5万円 ＋ 市町村独自の見舞金 5万円 県・市町村あわせて10万円	
被災者生活再建支援制度（加算支援金） 再建方法に応じた支援 発災後37か月以内に契約し申請	**新たに住宅を建設・購入 200万円**（単身世帯150万円）	**賃借（民間） 50万円**（単身世帯37.5万円） 被災時の賃貸住宅に引き続き住み続けた場合も対象			

（注１）貸主の意向で被災住宅が解体された場合は、**全壊と同様**に扱います

（注２）災害による危険な状態が継続し、長期避難となった場合は、**全壊と同様**に扱います

※ 公営住宅に入居している場合は、加算支援金の対象外です

一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は、
- 賃借時に50万円（単身世帯は37.5万円）
- 建設・購入時に差額の150万円（単身世帯は112.5万円）

を支給します

詳しくは、長野県危機管理防災課（TEL:026-235-7408）
又は
飯山市役所（TEL:0269-62-3111）まで